阪急淡路駅東口駅前広場における
自転車駐車場の管理運営業務委託受注者募集要項

1　案件名称

阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託

2　業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

阪急淡路駅周辺では、大阪市が施行する大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業(以下「区画整理事業」という。)や阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業の事業進捗に併せ、まちの状況が日々変化している。また、自転車利用者も多く、阪急淡路駅周辺では自転車駐車場が不足している状況にある。

本件業務は、区画整理事業施行地区内である阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営を行うことに加え、不正駐車対策やクレーム処理対応などの提案を受け、より効率的かつ快適な有料自転車駐車場の運営を行うことを目的に、業務委託を行うものであり、平成 31 年に開始し、前述の事業の進捗に併せて継続してきた。今般、令和９年４月１日から４年間の管理運営を委託する事業者（以下「受注者」という。）を選定し、引き続き効率的かつ快適な有料自転車駐車場の運営を行う。

（2）業務内容

具体的内容については、別紙「仕様書（案)」を参照のこと

なお、自転車駐車場の一部範囲を地域活動に供する場合の規定があるので、留意すること。

（3）契約期間

契約締結日～令和 13 年３月 31 日

この期間には、自転車駐車場内への駐輪器具等の設置や撤去に要する手続や工事の期間を含むが、道路管理上及び自転車施策上で支障が発生し、大阪市（以下「発注者」という。）が必要と認めた場合はこの限りではない。また、区画整理事業の計画に変更があった場合、当該計画に併せて、契約期間を変更する。なお、この場合、発注者から事前に受注者へ連絡し、納付金については申出により協議を行う。

（4）履行場所等

履行場所	予　定　台　数	特　記　事　項
阪急淡路駅東口 駅前広場	自転車：約 471 台	原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）は不可とする

※　整備箇所については、募集要項附属資料１を参照のこと。なお、同資料１「施行者管理地一時使用許可申請地求積図の点名 12, 13, 14, 15 で囲まれた土地については、

現時点で高架事業用地として阪急電鉄株式会社が使用しているため、駐車場としての運用はできない。

なお、原則として自動精算機器類の設置も発注者の指定する箇所内での提案とする。

以上をもとに提案図面を作成すること。

※　予定台数については、現時点での施設台数を記載している。

なお、予定台数は、阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の運営方法等により変動し得るものであるため、絶対的な数値ではなく、あくまで参考数値であり、事業計画の基礎的数値として発注者が保証するものではない。

（5）受注者の収入

自転車駐車場の利用者等が支払う利用料金（未収分も含む。）は、すべて受注者の収入（以下「利用料金収入」という。）とする。

（6）費用分担

受注者は、駐輪器具等の持ち込み、設置工事及び運営等の事業費、公租公課、応募にかかる費用等、本件業務を実施するにあたり必要な一切の費用を負担するものとする。

また、受注者として決定後、別途計画図に基づき使用許可等申請に必要な図面書類について、受注者の責任において作成し、その費用を負担すること。

3　契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び提案書類に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提案書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料について

ア　発注者から受注者への委託料は利用料金収入から仕様書で定める納付金を減じた額をもって充てるものとする。

イ　利用料金収入が仕様書で定める基本納付金を下回った場合でも発注者は当該基本納付金を受注者に返還しない。

（3）契約書案

募集要項附属資料３参照

（4）再委託について

ア　阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託契約書第 15 条第１項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ　受注者は、コピー、データ入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業

務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ　受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

（5）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4　募集の手続等に関する事項

（1）応募資格

阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託の受注者として応募申請ができる者は、法人又は複数の法人により結成する連合体（以下「連合体」という。）とし、個人での応募はできない。なお、応募する法人は以下のアの要件に、連合体はイ及びウの要件のすべてに該当しなければならない。

ア　応募できる法人に関する要件

a　自転車駐車場の設置及び管理を確実かつ適正に遂行するに足る技術的能力及び管理能力を有し、かつ発注者の放置自転車対策事業に貢献し、歩行者等の通行機能の確保に寄与することができる法人であり、自転車等駐車場の管理運営に関する業務実績を有する法人であること。

b　申請書の提出日において、地方自治法施行令第 167 条の４に規定している欠格事項に該当していないこと、また、大阪市競争入札参加停止措置要綱（以下「参加停止措置要綱」という。）に基づく停止措置や大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

c　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

d　申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴排条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

e　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

イ　連合体に関する要件

a　連合体は２以上の法人で自主結成すること。

b　連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人（以下「代表法人」という。）を選定し、代表法人が諸手続を行うこと。この場合において、他の法人は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

c　代表法人又は構成団体のいずれかが上記アのａの要件を満たすこと。

d　提案書類提出後、代表法人及び構成団体の変更は原則として認めない。

ウ　連合体の構成団体（代表法人を含む）に関する要件

a　上記アのｂ～ｅの要件を満たしていること。

b　各構成団体は２以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独法人での申請はできない。

（２）欠格事項

次の各号のいずれかに該当する法人は、阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務の受注者となることができない。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ウ　役員に次の各号に該当する者がいる法人

- 上記のアに該当する者
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
- 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

5　スケジュール

・ 公募開始	令和８年 11 月 20 日（金）
・ 質問受付締切	令和８年 12 月２日（水）午後５時まで
・ 質問に対する回答	令和８年 12 月 14 日（月）
・ 提案書類提出期限	令和８年 12 月 25 日（金）午後５時まで
・ 選定委員会開催	令和９年１月 28 日（木）（予定）
・ 選定結果公表	令和９年２月 15 日（月）（予定）
・ 契約締結	令和９年２月（予定）
・ 供用開始	令和９年４月１日（木）
・ 契約期間満了	令和 13 年３月 31 日（月）

6　応募手続等に関する事項

（１）質問の受付・回答

本募集に関して質問があれば、書面（様式 10）を E-mail で送付すること。なお、電話、FAX、来訪による質問の受付及び回答は行わない。

E-mail を送信する場合は、件名を「阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託受注者募集質問」と明記すること。

【E-mail：tm0015@city.osaka.lg.jp】

ア　質問受付期間

令和８年 11 月 20 日（金）～令和８年 12 月２日（水）

なお、最終日は午後５時までに必着とする。

イ　質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、令和８年 12 月 14 日（月）に、東淀川区役所のホームページに掲載する。

（２）提案書類の提出期間及び提出場所

提案書類は、次の提出受付期間中に提出場所に必ず持参すること。

なお、電話、FAX、E-mail による提出はできない。また、原則として、提出後の提案書類の変更及び追加はできない。さらに、提案書類に不備があった場合は、提出を受け付けない。

ア　提出受付期間

令和８年 12 月 14 日（月）から令和８年 12 月 25 日（金）まで

土・日曜日を除く午前９時 30 分から正午まで、及び午後１時から午後５時までに提出すること。

イ　提出場所

大阪市東淀川区役所地域課（安全まちづくり）

大阪市東淀川区豊新２－１－４

（３）提案書類の内容

申請を希望する法人は、次表に掲げる全ての書類を正１部、副５部（副は複写可）の計６部を持参により提出すること。

また、事業計画書及び収支予算書のデータを CD-R もしくは DVD-R（使用ソフトはマイクロソフト Word・Excel・PowerPoint）に記録し、書類とともに１枚提出すること。なお、データは提出時点で最新の定義を適用させたウイルス対策ソフトによる安全確認を必ず行うこと。

応募者名の記載は正本及びデータのみとすること。

なお、副本については、匿名性を確保するため、応募者名を記載しないものとし、提案書類一式についても、応募者が推定できる記載（図及び写真を含む）がある場合は、黒塗りするなどのマスキングを行うこと。発注者が、応募者がわかる又は類推できると判断した場合はマスキングする場合がある。

この書類は、阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）での審議資料となるので、提案書類にページ番号を入れるとともに、次の必要書類の順に整理して、項目ごとに右端にインデックスラベルをつけるなど、わかりやすいものにしたうえ、１部ごとにＡ４の紙ファイル又はチューブファイルに綴じて提出すること。

連合体による申請の場合は、次表の３～17 の書類は、それぞれの法人に関するものを提出すること。

※提案書類一覧

	提案書類	注意事項	様式
1	阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託受注者公募提案にかかる申込書	指定の様式に必要事項を記入すること。	１－１
		〃　　（連合体での申請用）	１－２
2	連合体の構成団体にかかる委任状	連合体での申請のみ必要。	２
	連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類	連合体での申請のみ必要。	任意
3	阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託受注者公募提案にかかる誓約書	指定の様式に必要事項を記入すること。	３
4	法人の概要届	指定の様式に法人の現在の状況を記入すること。	４
5	法人の役員名簿	法人にあっては、代表者ほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者全員について記入すること。	５
	役員の履歴書	５で提出した名簿全員の履歴書とする。	任意
6	定款又は寄附行為、規約その他これらに類する書類	直近のものとする。	任意
7	法人の登記事項証明書	最新の状態を反映した申請日より３か月以内に発行されたもの	証明書(写)
8	印鑑証明書	申請者が登録している印鑑で、申請日において発行の日から３か月以内のものとする。	証明書(写)
9	貸借対照表、損益計算書、株主資本等増減計算書、個別注記表及び監査報告書の写し	直近３事業年度の実績を提出すること。	任意
10	事業報告書	直近３事業年度の実績を提出すること。	任意
11	法人の事業計画書及び法人の収支予算書	申請日の属する年度のもの。	任意

	提案書類	注意事項	様式
12	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	納税証明書「その３の３」を提出すること。なお、申請日において発行の日から３か月以内のものとする。	証明書(写)
13	法人税等の申告書の写し	直近３事業年度分。別表一、別表四、別表五（一)、別表五（二）を提出すること	写し
14	大阪市の法人市民税の納税証明書	直近３年分。大阪市に納税義務を有しない者にあっては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。なお、申請日において発行の日から３か月以内のものとする。	証明書(写)
15	有料自転車駐車場管理運営実績	令和５年度から令和７年度における有料自転車駐車場の管理運営実績を記入すること。	６
16	障がい者雇用状況報告書の写し（令和８年６月１日現在）	公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第 38 号)第８条に規定する様式）なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主については、様式７－１「障がい者雇用の状況報告書（公共職業安定所に提出義務がない事業主用)」を提出すること。	厚生労働大臣の定める様式又は７－１
17	障がい者雇入れ計画書	上記において提出義務のある法人等で、障がい者法定雇用率未達成企業にあっては提出すること。連合体の場合の構成団体においても同様とする。	７－２
18	自転車駐車場の管理運営業務に関する事業計画書（概要）及び（１）～（13）	事業期間における事業計画を記入すること。	８－０～８－13

	提案書類	注意事項	様式
19	提案図面	募集要項附属資料１をベースに配置図を作成すること。また、機械式の場合の精算機の位置は利用者の利便性を考慮したものとすること。 なお、作成された図面は、関係各者との協議要望等により変更となる可能性がある。	任意
20	自転車駐車場の管理運営に関する収支予算書	事業期間における各年度の収支予算を記入すること。また、事業期間に必要な費用について、もれなく記入すること。	９－１ ９－２
21	公募提案に関する質問票	質問事項がある場合、本書式による書面においてのみ取り扱う。	10
22	辞退届	提案書類提出後に辞退される場合に提出すること。	11
23	選定結果通知用封筒一式	長形３号封筒に選定結果の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（320 円）を貼付したものを１通。	長形 ３号

（４）提出にあたっての注意事項

ア　提案書類の提出は１つとする。同一の法人（申請団体）が２つ以上の提案書類の提出を行った場合は、その提案書類すべてについて無効とする。

イ　応募者は、提案書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

ウ　提案書類が不備の場合、提案を受け付けない。

エ　原則として、提案書類の変更又は追加はできない。ただし、発注者が補正等を求めた場合については、この限りではない。

オ　受注者は、本件業務を履行するにあたり、受注者が提出した提案書類の内容について、発注者と協議のうえ実施しなければならない。ただし、発注者が実施の延期及び中止を認めた場合は、この限りではない。

カ　提案書類の著作権は提案した法人に帰属する。ただし、選定結果の公表など発注者が必要と認める場合には、発注者は提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

キ　提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式 11）を大阪市東淀川区役所地域課（安全まちづくり）まで持参して提出すること。

（５）添付書類

ア　別添資料（募集要項附属資料）

１　淡路駅周辺地区土地区画整理事業設計図

２　本市が施行する土地区画整理事業施行地区内における施行者の管理する土地の一

時使用許可に関する取扱方針

３　阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託契約書（予定）

４　道路上での工事に関する注意事項

５　電気・通信の引き込み調整について

６　公募箇所における埋設企業体との調整について

イ　阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託受注者募集要項にかかる様式集

① 阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託
受注者公募提案にかかる申込書［単独の法人］【様式１－１】
阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の管理運営業務委託
受注者公募提案にかかる申込書［連合体］【様式１－２】

② 連合体の構成団体にかかる委任状（連合体での申請の場合のみ）【様式２】

③ 阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の
管理運営業務委託受注者公募提案にかかる誓約書【様式３】

④ 法人の概要届【様式４】

⑤ 法人の役員名簿【様式５】

⑥ 有料自転車駐車場の管理運営実績【様式６】

⑦ 障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）
【様式７－１】

⑧ 障がい者雇入れ計画書【様式７－２】

⑨ 事業計画書（概要）【様式８－０】
事業計画書（１）自転車駐車場の管理運営方針について【様式８－１】
事業計画書（２）利用案内及び利用約款について【様式８－２】
事業計画書（３）研修計画について【様式８－３】
事業計画書（４）危機管理体制について【様式８－４】
事業計画書（５）不正駐車対策について【様式８－５】
事業計画書（６）自転車駐車場の広報・啓発活動の取組について【様式８－６】
事業計画書（７）阪急淡路駅東口駅前広場周辺の放置自転車解消のための地域との連携・協働について【様式８－７】
事業計画書（８）利用料金体系について【様式８－８】
事業計画書（９）利用率向上のための取組について、キャッシュレス決済対応精算機の設置について【様式８－９】
事業計画書(10) 通常時・緊急時の利用者対応体制とクレーム処理対応について【様式８－10】
事業計画書(11) 自転車の入出庫について【様式８－11】
事業計画書(12) 自転車駐車場の維持管理について【様式８－12】
事業計画書(13) 環境への取組について、個人情報保護について【様式８－13】

⑩ 収支予算書（１）収入見込、経費見込【様式９－１】
収支予算書（２）納付金等、収支計画（収支差引）【様式９－２】

⑪ 阪急淡路駅東口駅前広場における自転車駐車場の
管理運営業務委託受注者公募提案に関する質問票【様式 10】
⑫ 辞退届【様式 11】

7　選定に関する事項

（1）選定方針

ア　有料自転車駐車場の効用が最大限に発揮されること

イ　平等・公正な利用を含む適切な管理運営が行われること

ウ　自転車駐車場の管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること

エ　本市施策等公共施策への貢献を行うこと

等を総合的な判断から、学識経験者等により構成される選定委員会において審査を行うものとする。

また、阪急淡路駅周辺では自転車駐車場の需要が多いことから、自転車放置の減少及び市民サービス向上を図るため、特に有料自転車駐車場の効用を最大限に発揮することや本市施策等公共施策へ貢献することを重視している。

（2）選定項目・配点

ア　受注者を選定する際の基本的な方針としては、次の事項を総合的な観点から、公平かつ客観的に審査する。

＜選定項目及び審査内容の視点・配点＞

<table>
<tr><td colspan="4">有料自転車駐車場の効用を最大限に発揮するための方策</td><td rowspan="3">36 点</td></tr>
<tr><td></td><td>放置の減少（利用者の増加）及び市民サービス向上を図るための手法及び効果</td><td>・不正駐車対策
・自転車駐車場の広報・啓発活動の取組
・エリア周辺の放置自転車解消のための地域との連携・協働
・利用料金体系
・利用率向上のための取組、キャッシュレス決済対応
・通常時・緊急時の利用者対応体制とクレーム処理対応
・自転車の入出庫</td><td>27 点</td></tr>
<tr><td></td><td>施設・設備の適正な維持管理のための手法及び効果</td><td>・施設・設備の日常維持管理、緊急修繕の体制
・盗難防止対策
・清掃実施計画</td><td>9 点</td></tr>
<tr><td colspan="4">平等・公正な利用を含む適切な管理運営を行うための方策</td><td>9 点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>施設の設置目的の理解及び管理運営方針</td><td>・管理運営方針
・利用案内及び利用約款</td><td>6点</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>・研修計画
・危機管理体制</td><td>3点</td></tr>
<tr><td colspan="4">事業を安定的に遂行するために必要な応募団体の経理的基礎及び技術的能力に関する事項</td><td rowspan="3">5点</td></tr>
<tr><td></td><td>安定的運営のための財政的・経営的基盤</td><td colspan="2">・経営方針・経営状況</td></tr>
<tr><td></td><td>安定的運営のための管理運営の実績</td><td colspan="2">・自転車駐車場の運営実績</td></tr>
<tr><td colspan="4">本市施策等公共施策への貢献に関する事項</td><td rowspan="4">50点</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">公共的施策との整合性の有無及び本市施策への貢献度並びにその他必要項目</td><td>・基本納付金
・変動納付率</td><td>40点</td></tr>
<tr><td>・収支計画及び納付金の積算根拠</td><td>5点</td></tr>
<tr><td>・環境への取組
・個人情報保護への取組
・障がい者の雇用への取組</td><td>5点</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計</td><td>100点</td></tr>
</table>

イ　提案内容が発注者の求める水準を満たさないと認められる、以下の場合は、選定対象としない。

① 提案に対する選定委員の評価総点数（平均）が60点に満たない場合

② 有料自転車駐車場の効用を最大限に発揮するための方策について、選定委員の評価点数（平均）が20点未満であった場合

③ 選定委員の過半数が事業計画に照らして実現可能性がない、又は妥当でないと判断した場合

ウ　同点となった場合には、選定項目のうち本市施策等公共施策への貢献に関する事項の点数が高い応募者を上位とする。

（3）選定方法

受注者の選定は、書類審査によって行う。ただし、選定委員会が必要と認める場合は、応募者に対して追加資料の提出を求め、又はヒアリングを行う場合がある。

申請者が１法人（連合体）であっても選定委員会で審査し、受注者としての適否を判断する。

（4）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　応募から受注者として選定されるまでの間に、参加停止措置要綱に基づく停止措置や暴排措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合及び申請団体の役員等が暴対法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴排条例第２条第３号に規定する暴力団密接関

係者に該当する場合

イ　選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ　提案書類に虚偽の記載があった場合又は必要事項の記載がされていなかった場合

エ　本要項に違反又は著しく逸脱した場合

オ　提出期間内に提案書類等が提出されなかった場合

カ　その他不正行為があった場合

（５）選定結果及び公表

上記の選定方針に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の提案をした法人又は連合体を受注者として選定する。選定結果については、決定後速やかに提案のあったすべての法人及び連合体に書面にて通知するとともに、提案のあったすべての法人及び連合体の名称及び選定結果を東淀川区役所のホームページに掲載する。

８　その他

（１）提案に要する費用、条件等

ア　提案書類の作成に要する費用は、応募者の負担とする。

イ　提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第３号)」に定めるところにより、公開される場合がある。

ウ　提案書類は返却しない。

エ　提案書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（２）受注者は、前受注者から引継ぎを誠実に行い、供用開始日（令和９年４月１日）から、円滑に当該業務を遂行すること。

（３）担当

大阪市東淀川区役所地域課（安全まちづくり）
〒533-8501　大阪市東淀川区豊新２－１－４
TEL：06-4809-9819　　FAX：06-6327-1970
E-mail：tm0015@city.osaka.lg.jp
東淀川区ホームページアドレス
https://www.city.osaka.lg.jp/higashiyodogawa/index.html